

資料1：中野区地域防災計画（第1編 震災対策計画）第39次修正（案）概要

中野区地域防災計画（第1編 震災対策計画）第39次修正（素案）構成

構成	主な記載事項	関係機関	第38次修正版における位置づけ
第1部 基本方針			
第1章 第39次修正概要 (P1)	第39次修正主旨、修正の基本的な考え方、強化・推進施策		
第2章 計画の前提条件 (P5)	計画の位置づけ、基本理念、基本目標、地震被害の想定、被害状況想定、地震に関する地域危険度		第1章 計画の前提条件
第3章 減災目標 (P13)	減災目標		第2章 減災目標
第2部 震災予防計画			
第1章 地域の防災行動力の向上 (P15)	区民・事業者等における防災対策、防災知識の普及啓発、地域等における防災教育・防災訓練の充実、地域防災会活動の推進、防災活動に取り組む人材の養成等、事業所防災体制の充実・強化	警察署、消防署、水道局、東京電力、東京ガス、NTT	第5章 地域防災行動力の向上 第17章 応急教育(第3部)
第2章 災害に強い都市基盤整備 (P25)	防災まちづくり、道路・橋梁の整備、崖・擁壁・建築物等の安全化、ライフライン施設の予防対策	警察署、消防署、第三建設事務所、水道局、下水道局、東京電力、東京ガス、NTT、各交通機関	第1章 災害に強いまちづくり、第2章 施設構造物等の安全化、第3章 ライフライン施設の予防対策、第4章 火災等の防止
第3章 事業継続計画 (P46)	事業継続計画の役割、中野区政のBCP、事業所による事業継続計画の策定等		第6章 事業継続計画
第3部 震災応急対策計画			
第1章 災害応急対策の活動態勢 (P51)	区、防災関係機関の活動態勢・応急対策、区民等の自主防災活動、相互協力・派遣要請(他自治体、民間団体、ボランティア、自衛隊等)、オープンスペースの活用、災害救助法の適用	各防災関係機関	第1章 災害応急対策の活動態勢、第3章 災害救助法の適用、第4章 相互協力・派遣要請、第5章 消防活動、第6章 区民等の自主防災活動、第7章 施設の応急対策(ライフライン)
第2章 情報収集・伝達 (P87)	情報連絡体制、無線を基幹とした情報連絡体制の整備、区民等への情報提供、都本部との情報連絡体制	各防災関係機関	第2章 情報収集・伝達
第3章 消火・救出・救助 (P93)	区民、事業所、消防署、警察署、区等の消火、救出・救助等活動と連携、消防施設・水利施設等の整備、消防対策、危険物保健施設等の安全対策、高層建築物・地下街等の安全化対策	各防災関係機関	第5章 消防活動、第6章 区民等の自主防災活動
第4章 避難者対応 (P107)	避難対策、避難所、二次避難所、避難者の他地区移送、災害時要援護者支援、帰宅困難者対策	警察署、消防署、各交通機関	第9章 避難、第12章 災害時要援護者の支援対策 第13章 帰宅困難者対策
第5章 輸送・交通ネットワーク等 (P132)	輸送、警備、交通規制、道路・河川障害物の除去	警察署、第三建設事務所、各交通機関	第7章 輸送、第8章 警備・交通規制 第15章 道路等障害物除去
第6章 物資の確保と供給 (P149)	区民・事業者による物資の備蓄、給水・食料・生活必需品の確保と供給	水道局	第10章 水・食品・生活必需品
第7章 医療救護等 (P156)	医療救護体制、医療救護活動、医療救護物資の備蓄・調達等、傷病者の搬送、健康調査・相談、防疫措置、衛生管理、在宅難病患者対応、動物の保護対策、遺体の取り扱い等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、獣医師会	第11章 医療救護、第14章 被災者の安否確認・遺体の取り扱い
第8章 施設等の応急対策 (P172)	ライフライン施設、公共施設、被災住宅、公共土木施設、危険物保管施設等の応急対策	警察署、消防署	第18章 施設の応急対策
第4部 震災復旧・復興計画			
第1章 生活の安全確保・安定化 (P186)	ごみ・し尿・がれき処理、り災証明の発行、激甚災害の指定、義援金分配、生活確保	警察署、消防署	第16章 ごみ・し尿・がれき処理、第17章 応急教育(以上第3部)、第1章 民生安定のための緊急措置、第2章 激甚災害の指定、第3章 り災証明書の発行
第2章 復興計画 (P204)	震災復興マニュアル、市街地復興計画、生活復興	各防災関係機関	第4章 復興計画

第1部 基本方針（修正概要・前提条件・減災目標）（P1～14）

修正の主旨

想定外の巨大地震による未曾有の大震災となった東日本大震災における教訓と、東京都の新たな被害想定における被害への対応の反映

基本理念

- 自助・共助・公助の取り組みと、それぞれの取り組みの連携と協力を推進する。
- 災害における事象の変化に対して、迅速、的確に行動できる能力を養い、実践対応力の向上を推進する。
- 人命救助にあたっては72時間以内の対応が特に重要となることを念頭におき、発災前、発災後の取り組みを推進する。
- あらゆる取り組みについて、女性や高齢者、障害者・児、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者等に対するきめ細かい配慮を行う。

基本目標

地震災害から区民の生命と生活基盤を守るため、想定される死者数・負傷者数・避難者数の減少を図るとともに、被災者の安全・安心を確保する。

東京都の新たな被害想定（平成24年4月）

- 地震想定 東京湾北部地震（マグニチュード7.3）（中野区内の被害が最も大きい）
- 震度 6強 52.5%、6弱 47.5%
- ゆれや火災による人的被害
死者数 214人（原因：ゆれによる建物全壊等 80人、地震火災 133人）
（内 災害要援護者死者数 125人）
負傷者 2,415人（内 重傷者 356人）
避難者数 76,807人（内 避難所へ避難する方（避難生活者）49,925人）
徒歩帰宅困難者数 58,123人、屋外滞留者 16,780人
- 建物やライフラインの被害
全壊棟数 9,241棟（ゆれなどによる建物全壊 2,241棟、地震火災 7,000棟）
停電率 17.7%、通信施設（固定電話不通率）10.6%、断水率 24.8% 等

⇒前回の被害想定（平成18年）と比較して震度は増幅しているが、人的、物的被害とも減少

⇒地震火災による被害が甚大

地震に関する地域危険度（平成20年2月）

- 建物倒壊危険度 ⇒ 危険度の高い地域が連続している地域はない。
- 火災危険度 ⇒ 北部地域（大和、若宮、野方）、南部（南台、弥生町）に危険度の高い地域が連続している。
⇒ 北部地域（白鷺・鷺宮・上鷺宮、江古田・江原町）に危険度の低い地域が連続している。

被害を抑制し、基本目標を達成するための視点と減災目標

住宅の倒壊、火災等被害の減少

被害想定上の死者数等の減少を図る

- 死者数 約120人減少
- 避難者数 約33,000人減少
- 建築物の全壊・焼失棟数 約5,600棟減少

円滑な避難行動・避難所運営

- 被災状況に応じた円滑な避難
- 災害時要援護者の状況の迅速な把握（3日以内を目途）
- 避難所、二次避難所（福祉避難所）、帰宅困難者一時滞在施設等の適切な運営

迅速な復旧・復興支援

- 長期にわたる避難生活における環境整備、適切な健康支援
- 被災状況の的確な把握と、迅速な生活復旧と都市復興

目標を達成するための主な施策

予防対策

<地域の防災行動力の向上>

- 区民、事業者への自助の備えの普及啓発
- 活動の手引きの作成や発災時を想定した避難訓練の実施等、地域防災会を中心とした共助の取り組みの推進
- 防災活動に取り組む人材の養成

<災害に強い都市基盤整備>

- 木造住宅密集地域の不燃化促進
- 建物の耐震化及び安全対策の促進
- 防災公園の整備
- 都市開発にあわせた防災機能の拡充
- ライフライン施設の耐震化、バックアップ機能の確保

応急対策

<応急活動態勢の整備>

- 防災関係機関が災害時に適切な誘導等が行える手段となる情報伝達手段の確保
- ソーシャルメディアの活用やJCN中野との連携による災害報道等、多様な手段による区民への情報伝達

<避難者対応の充実>

- 災害時要援護者支援の強化・充実
- 女性や災害時要援護者等へ配慮した避難所運営
- 施設再編等による避難所機能の方針策定
- 二次避難所（福祉避難所）の機能強化
- 帰宅困難者一時滞在施設の確保
- （仮称）帰宅困難者対策協議会の設置

復旧・復興対策

<生活の安全確保・安定化>

- 避難所等における保健師、栄養士等の必要な職種による健康調査、健康相談等の実施
- PTSDの把握と支援を長期的に行う体制確保
- 被害状況調査や認定、り災証明発行、被災者台帳を活用した生活再建、都市復興の全体のしくみを整理し、最適なシステム化を構築
- 迅速かつ円滑な都市復興と区民生活の再建を進めるため、震災復興体制を整備

第2部 震災予防計画 第1章 地域の防災行動力の向上（P15～24）

現状と課題

- 東日本大震災後、防災への関心は高まっているが、実際に日頃の備え等を実施したり、地域の防災訓練へ参加するなどの行動をとる区民は限られており、防災意識の普及啓発が必要。
- 区内の全ての地域に組織され、区民の防災活動の核となる地域防災会が、発災時に実行ある行動をとれるよう活動の活性化が必要。
- 防災に携わる人材が高齢化、固定化する傾向にあり、防災に取り組む多様な人材の養成が必要。
- 事業所等の地域防災に対する役割を果たす体制の整備が必要。

対策の方向性

- 区における自助の備えの推進
個人・家庭・職場等における必要な防災対策の推進。
- 地域防災会を中心とした共助の取り組みの推進
発災直後から地域を主体とする救援活動を実施し、被害の軽減が図られるよう、活動の中心となる地域防災会の取り組みを推進。
- 防災に取り組む人材の養成
幼少期から青年期、そして成人に至るまで総合的・継続的な防災教育等の推進。
- 事業所等における地域防災の連携のしくみづくり
事業所等の防災体制の確保、地域との連携強化

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（区民等における防災対策の推進）

- 区民、事業所等は、平常時より、建物にかかる防災機器等の設置、水・食料・医薬品等の必要物資の備蓄、家族・従業員との連絡方法の確認等、災害に備えた必要な対策を、個人・家庭・事業所単位の防災計画等として備える。（P16）
- 区、及び、防災関係機関は、区民等における防災対策の推進を図るため、様々な機会を通じて、防災知識を普及啓発。（拡充）（P17）
自身の発災時の行動や事前の備えを確認できる仕組みづくりなど、家族や個人の単位での防災行動力の向上を図る。（拡充）（〃）
・防災体験デー（新規）・防災座談会（拡充）、地域に密着した防災情報の提供による防災知識の啓発（拡充）（株）JCNシティテレビ中野（新規）（〃）

（地域における防災教育、防災訓練の充実）

- 区、区教育委員会、及び、防災関係機関は、幼少期から青年期、成人に至るまでの総合的・継続的な防災教育を推進し、生涯にわたる「自助」「共助」の精神を養成。（P19）
・防災教育補助教材「3. 11を忘れない」「地震と安全」を活用した実践的な防災教育の推進。（新規）（区教育委員会）（〃）
・地域との連携活動を重視した消火、救助、応急救護訓練等の発災型総合訓練の実施。（拡充）（消防署）（〃）
 - 地域、各防災関係機関等が連携した総合的な防災訓練（総合防災訓練、災害医療救護訓練）の実施。（P20）
- #### （地域防災会の活動推進）
- 地域防災会代表者等を対象とした防災住民組織連絡会を開催。平常時からの情報交換や情報共有を図り、円滑な活動を支援。（拡充）（P21）
 - 地域防災会の活動の指針となる手引きを作成し、災害時に地域の中心的役割を果たす防災会の活動を推進。（新規）（〃）

（防災活動に取り組む人材の養成）

- 防災青年リーダー、地域防災リーダー等、地域の防災活動の新たな担い手を養成し、地域防災会と連携した活動を推進。（拡充）（P22）
（事業所防災体制の充実・強化）
- 事業所の防災体制、訓練等について指導を行うとともに、地域との連携強化について協議。（消防署）

第2部 震災予防計画 第2章 災害に強い都市基盤整備（P25～45）

現状と課題

- 延焼火災の危険性が高い木造住宅密集地域が区総面積の23%程度を占めており、この地域の不燃化促進が必要。
- 区内では、概ね8割強の建築物が耐震化されている（平成23年度末現在）が、人的被害の軽減及び緊急輸送道路の確保等を図るため、より一層の建物の耐震化推進が必要。
- オープンスペースの確保や都市開発にあわせた防災基盤の整備、防災機能の一体的運用が必要。
- 消防水利の確保、ライフライン施設の耐震化等が必要。

対策の方向性

- 中野区耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化及び安全対策の促進。
- 防災公園の整備や都市開発にあわせた防災基盤の整備、地域における防災機能の一体的運用等を推進。
- 消防水利等の確保、ライフライン施設の耐震化等を推進。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（防災まちづくりの推進）

- 木密地域不燃化10年プロジェクトの推進
弥生町三丁目周辺の不燃化特区先行実施地区の指定や大和町中央通りの特定整備路線区間の選定に伴い、当該地域において東京都と連携した防災まちづくりを推進。（新規）（P29）
- 地区計画制度、木造密集住宅地域整備促進事業、不燃化促進事業等における、建物の不燃化、共同化の促進や道路の整備等、防災都市づくりの推進。（P30・31）

（防災公園等の整備・都市開発にあわせた防災機能の強化）

- 中野四季の都市エリアについて、既存の防災機能と、開発により新たに加わる防災基盤の効果的な活用と、各機能が連携したエリアとしての災害対策の充実。開発事業者及び区等の連携によるエリア内における防災機能の一体的運用。（新規）（P32）
- 広域避難場所内等において防災機能を有する大規模公園の整備促進。（〃）
 - ・ 平和の森公園、中野四季の森公園の拡張整備、江古田の森公園における周辺の開発に伴うオープンスペース・緑地の確保誘導（拡充）
 - ・ （仮称）南部防災公園、鷺宮調節池上部多目的広場の整備（新規）
 - ・ （仮称）本町五丁目公園の整備。その一帯が新たに広域避難場所として指定されるよう都へ要請（新規）

（建築物の耐震化及び安全対策の促進）

- 特定緊急輸送道路沿道整備事業（新規）、無料耐震診断、家具転倒防止器具取付助成の実施等、民間建築物の耐震化、安全対策の推進。（P32～35）
防災上重要な役割を果たす区有施設の耐震化促進。（拡充）（P35）

（消防水利の確保・ライフライン整備）

- 木造住宅密集地域、消火活動困難区域等における地域の消火用水の確保を推進。（消防署）（P39（P103））
- ライフライン施設の耐震化、バックアップ機能の確保（水道局、下水道局等ライフライン事業者等）（P39～45）

第2部 震災予防計画 第3章 事業継続計画（P46～50）

現状と課題

- 発災時には、区や事業者自身も被災し、人や物、情報等の利用できる資源に制約が生じることが想定される。
- 区は其中で応急対策業務を実施するが、一方で、区民生活に密着する行政サービスの継続が求められている。また、行政サービスの運営に様々な民間委託が活用されている。
- 東日本大震災における教訓を反映し、非常時優先業務、執務環境、職員態勢等について検証する必要がある。
- 地域社会の復興のためには、事業者等による迅速な事業活動の再開が必要である。

対策の方向性

- 事業継続計画（BCP）を策定し、発災時において優先される業務の人員や資機材の確保方針等を定める。
- 区は、東日本大震災における教訓を反映し、中野区政のBCPを改定する。
- 事業者等は、被害の最小化や迅速な事業活動の再開を図るため、事業継続計画（BCP）及び日頃の防災対策を推進する。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

- （中野区政の事業継続計画（BCP））（P46～49）
 - 震災編として、被害想定、対象となる非常時優先業務、事業継続のための執行体制の整備、事業継続のための執務環境整備、研修・訓練等について、中野区政のBCPに定める。
 - 東日本大震災における教訓を反映し、非常時優先業務、執務環境、職員態勢等について検証し、中野区政のBCPを改定。
- （事業者等による事業継続）（P50）
 - 被害の最小化や迅速な事業活動の再開を図るため、災害時の対応組織の整備、事業所の安全点検、非常用品の備蓄や防災資機材の準備を実施。

第3部 震災応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動態勢（P51～86）

基本方針

- 災害における事象の変化に対して、迅速・的確に行動できる能力を養い、実践応用力の向上を推進する。
- 区民、事業者、地域防災会、区及び防災関係機関における、自助・共助・公助の取り組みの連携と推進により災害時の応急対策を適切に実施する。
- 都、及び、他の自治体との災害時における連携、協力を推進する。
- 民間事業者等との災害時における連携、協力にかかる協定の締結やボランティア等との連携・協働により、応急対策を補完、強化する。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（各主体における応急活動態勢の整備）

- 区民、事業者は、発災時、自身、家族、利用者、従業員等の安全確保を図るとともに、地域と連携、協力し、災害応急活動へ貢献。（P52）
- 地域防災会は、平常時より活動態勢を組織し、防災訓練や座談会の実施等により発災時の活動を円滑に実施できる態勢を整備。（P53）
- 区は、発災時、または、発災の恐れがある場合、中野区災害対策本部を設置し、各防災機関や地域との連携により災害応急対策を実施。
中野区災害対策本部には、役割に応じて必要な災対各部を設置し、災害の程度、及び、発災時間等に応じた対応方針、職員態勢を整備。
初動期の迅速・的確な対応についての確認・習熟を目的とした図上訓練や、より実践的な職員参集訓練等の実施。（拡充）（P55～58）
- 防災関係機関は、所管にかかる災害応急対策や各機関との連携、協力を図るために必要な態勢を整備。（P58～67）

区民、事業者、地域防災会、区、防災関係機関の災害応急態勢、及び、他自治体、民間事業者、ボランティア等との連携、協力による災害応急対策の補完、強化について、災害応急対策の活動態勢として一括の章として整理

（自治体等との連携・協力）

- 都と区は、相互協力のもと災害応急対策を実施。区は、必要に応じて、他の自治体、行政機関、自衛隊等にかかる災害派遣について都へ要請。（P67）
- 23区が共同で取り組むべき災害対策について、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、相互間の支援を実施。（P69）
- 他自治体との災害時における相互応援について、平常時より交流のある「なかの里・まち連携都市」等との協定締結を推進。（拡充）（P70）
- 被災地派遣・復興協働推進等の経験を活かし、区が被災した場合の自治体等からの支援者の受入れ体制、業務等を検討。（新規）（〃）

（民間事業者、ボランティア等との連携・協力）

- 民間事業者等と、物資の供給、消毒、緊急輸送、応急対策業務等にかかる協定を締結し、応急体制を補完、強化。（P71～76）
- 中野区社会福祉協議会（中野区ボランティアセンター）が中野区災害ボランティアセンターを設置。区と連携のもと、必要なボランティアの業務の振り分け・調整及び東京都災害ボランティア・市民活動センター等の派遣要請・連絡調整を実施。
区は、中野区災害ボランティアセンターの活動場所を確保。（P76～78）

第3部 震災応急対策計画 第2章 情報収集・伝達（P87～92）

基本方針

- 災害時における区内部及び防災関係機関との間における情報伝達について、現場での状況を詳細に把握し、適切な対応が行える手段を確保する。
- 区民への情報伝達について、現行の手段に限らず、ソーシャルメディア等様々な手段の活用を図る。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（区内部及び防災関係機関の情報連絡）

- 各防災関係機関において区全般の被災状況にかかる情報を収集し、連携して的確な対応を図る。（P88）
 - ・警察署、消防署 ⇒ 火災発生状況、人的、物的被害、主要道路・鉄道等交通状況、災害拡大予測、治安状況等
 - ・東京都第三建設事務所 ⇒ 火災発生、主要道路等交通状況、河川堤防の状況
 - ・気象庁、東京都、報道機関 ⇒ 広域的な地震等の現況及び被害予測等
 - ・ライフライン事業者 ⇒ 電気、ガス、上下水道、通信等の状況
 - ・交通機関 ⇒ 主要道路・鉄道等交通施設の状況
- 区は、各防災機関から情報を集約するとともに、自らも災対各部より情報を収集し、適切な対応を行う。（〃）
 - ・火災発生状況、人的、物的被害、主要道路・鉄道等交通状況、河川堤防の状況、区民等の避難状況、避難所等防災上重要な施設の被害状況、災害の拡大予測、治安状況等
- 区は、災害対策態勢を迅速に整えるため、平常時より防災行政無線情報連絡員による24時間の情報連絡体制を確保。
発災時には、すべての区職員の他、地域防災会等を対象に安否や活動の可否等を情報収集するため、携帯電話のメールを利用した緊急一斉防災情報伝達・収集システムを構築。（拡充）（P89）
- 区内部及び各防災機関の情報連絡は、災害時の通信の混乱を想定し、災害時優先電話及び防災行政無線を基幹とするネットワークを確保。
延焼火災等の広域的な被害状況を視覚情報として把握する高所カメラの警察署、消防署との一体的運用。（P89・90）
- 区と東京都との連携については、東京都災害情報システム（DIS）や都多重無線中野区端末局による無線通信等を活用。（P91）

（区民への情報伝達）

- 防災行政無線（固定系）屋外拡声子局（区内113か所）による情報伝達を基幹とし、設備環境を整備。（拡充）（P89）
- 防災行政無線による伝達を補完するものとして、内容を音声（電話）で確認できる音声自動応答サービスを導入。（新規）（P91）
- 区有施設への緊急地震速報受信機の設置。（新規）（P90）
- 区ホームページ、及び、防災情報メールマガジン、緊急速報メール（エリアメール）（新規）、ソーシャルメディア（新規）による災害情報配信。（〃）
- 全国瞬時警報システム（J-ARART）の導入（新規）（P91）
- （株）JCNシティテレビ中野と連携した地域に密着した防災情報の放送。（拡充）（P90）
- 適時、適切な情報伝達が行えるよう、手段、対象、情報種別、伝達例文等を整理。（新規）（〃）

（情報収集・伝達手段の調査・研究）（新規）（P89）

- 情報手段が様々に開発されている状況であり、災害時に最も効果的、効率的な情報伝達が行えるよう、最適な媒体や運用について継続的に検討。

第3部 震災応急対策計画 第3章 消火・救出・救助（P93～106）

基本方針

- 区民、事業所等は自主防災活動を推進し、状況に応じて初期消火、救出・救助等の活動等に努める。
- 各防災関係機関、消防署、消防団、地域防災会等は連携・協力し、消火、救出、救助等の応急活動を行う。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（区民・事業所等の活動）（P94（P52～55））

- 区民・事業所等は平常時より自主防災活動を推進するとともに、発災時には状況に応じて地域の初期消火、近隣住民の救出・救助活動を実施。

（消防署等の活動）

- あらかじめ定めた発災時の活動態勢により、迅速、的確に被害状況把握、消火、救助、救急活動等を実施。（P94）
- 地震被害予測システム及び延焼シュミレーション等を活用した災害消防活動支援システムによる効率的な部隊運用。（〃）
- 119番通報、地域で活動する部隊等からの被災状況の情報収集。（〃）
- 医療救護活動と連携した救急活動。（P95）
- 消防団による、地域防災会、住民と一体となった初期消火、救出、救助活動の推進。（P95・96）
- 震災時に消火活動を支援する専門ボランティアとして災害時支援ボランティアを育成。（P96）
- 防災行政無線の活用や、職員等の派遣による防災関係機関との情報連携。（P94）

（警察署等の活動等）

- あらかじめ定めた発災時の活動態勢により、迅速、的確に被害状況把握、交通規制、救助、救出、避難誘導等を実施。（P96・97）

（区）（P93）

- 防災行政無線、派遣職員等による消防署等との被害情報等の交換。
- 医療救護活動における消防署の救急活動との連携。
- 被災現場の応急、救援救護活動における警察署、消防署、消防団、地域防災会等との連携。
- 地域の初期消火活動等に必要な備品等の配備。（P98）

第3部 震災応急対策計画 第4章 避難者対応（P107～131）

基本方針

- 避難者、帰宅困難者の対応について、区、警察、消防、交通事業者等防災関係機関、関係事業者、地域防災会等は、避難誘導、滞在場所の設置運営等について連携、協力し、災害時における避難者等の安全、安心を確保する。
- 女性や、高齢者、障害者・児、乳幼児、妊婦等、避難生活等に配慮が必要な災害時要援護者等に対してきめ細かい支援を行う。
- 避難所の収容について、標準的なケースの他、想定以外のケースについても対応方針を定め、計画を実行性のあるものとする。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（避難）（新規・拡充）

- 都が指定する広域避難場所の5年ごとの見直しに際して、（仮称）本町五丁目公園一帯が新たに指定が受けられるよう都へ要請。広域避難場所の設備として、消防署による消防水利の整備の推進の他、区は江古田の森公園、中野四季の森公園、平和の森公園に災害用トイレ、防災井戸等を配備。（P111）
- 避難所のスペースにおいては、避難者の収容スペースの他、避難所運営（避難所運営本部設置、拠点医療救護所、災害時要援護者や女性に配慮したスペース等）、施設利用者や児童・生徒の保護、帰宅困難者対応等に必要なスペースについて考慮。（P113）
- 施設再編等にかかる避難所の取り扱い方針について明らかにし、地域の避難所機能を最大限確保。（〃）
- 避難所運営にあたっての女性、災害時要援護者等への配慮、ペットの同行避難の受入れ体制の確保。（P116）
- 二次避難所（福祉避難所）
発災当初から避難所での支援が困難な災害時要援護者を想定し、早期開設二次避難所を設定。加えて、指定以外の社会福祉施設等において発災時に災害時要援護者の避難生活を支援する場合に、状況に応じて当該施設を臨時二次避難所と位置づけ、支援。（P116・117）
二次避難所ごとの個別の運営マニュアルの作成と実際に即した避難所開設にかかる訓練等の実施。（P119）
- 避難所が標準的な屋内収容が行えない場合の収容想定（P119～121）
標準的なケースの他、被害が一部の避難所に集中しているケースや、一部の避難所が使用できないケースについて対応方針を定め計画の実効性を確保。

（災害時要援護者支援）（新規・拡充）

- 要支援者情報台帳システムにおいて、非常災害時救援希望者登録制度、見守り支えあい活動情報、介護・福祉サービス利用状況等を一元化。（P122）
- 一元化して把握された見守り対象者に対して、災害時の支援のレベルを設定し、時系列に応じた各段階の支援者、支援内容を定め、要支援者情報台帳システムを活用した災害時要援護者支援にかかる一体的運用を図る。（P123～125）
- 在宅難病患者等については、介護サービス事業者や医療機関等の協力のもと災害時支援プランの策定に努めるとともに、発災時の安否確認等についても関係機関の協力を得る。（P125）

（帰宅困難者対策）（新規・拡充）

- 事業者等による従業員の一齐帰宅抑制、集客施設・学校等における利用者・生徒等保護の取り組みの周知。（P127）
- 民間事業者等の協力により、中野区駅周辺を中心とした一時滞在施設を確保。（P127・128）
- 区、交通事業者、主要駅周辺事業者等を構成員とする（仮称）帰宅困難者対策協議会を設置。各機関の役割や協力体制等について協議。（P129）
- 帰宅困難者、徒歩帰宅者等に対する被災状況や交通機関の運行状況等についての適切な情報提供。（P130）

第3部 震災応急対策計画 第5章 輸送・交通ネットワーク等（P132～148）

基本方針

- 区、都第三建設事務所、警察署、消防署等は連携し、緊急物資及び救護救援活動人員の輸送を円滑に実施するため、道路等の障害物を除去する。
- 警察は大規模発生時の交通混乱を最小限にとどめ、応急対策に必要な緊急通行車両の通行を確保するため交通規制を実施する。
- 交通事業者は、運行の復旧に努めるとともに、利用者保護策を講じる。
- 区は、民間事業者等の協力、連携により、応急活動に必要な車両、人員、輸送拠点等を確保する。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（道路の障害物除去）（P133・134）

- 関係機関の連携によりあらかじめ指定された道路障害物除去路線の障害物を除去し、緊急交通路、緊急輸送道路等を確保。
- 避難所等の防災拠点周辺道路は、発災時に緊急車両等のアクセスを確保する必要がある。障害物除去路線に準じた路線として設定。

（交通規制）（警察署）（変更）

- 都内に震度6弱以上の地震が発生した場合に実施。（P136）
- 第1次交通規制（災害発生直後）（P135）
 - ・環状7号線から都心方向への車両通行の禁止。
 - ・高速道路、一般道6路線を「緊急自動車専用道路」に指定（区内：首都高速中央環状線、目白通り）。一般車両は通行禁止。
- 第2次交通規制（P136）
 - ・復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、被災状況に応じて「緊急交通路」を指定（区内：青梅・新青梅街道）。
 - ・「緊急交通路」では、災害応急対策に従事する車両のみ通行可能。

（交通事業者）（P139～146）

- 被害状況を把握するとともに、速やかな運行の復旧に努める。あわせて、運行停止の間の利用者保護策を講じるとともに、区及び防災関係機関等と連携した帰宅困難者対策を実施。（拡充）

（輸送手段の確保）

- 車両の確保
 - ・区は、庁有車の他、都や民間輸送事業者との協定に基づく協力要請により車両を確保。（P146）
 - ・調達した車両は、救護、広報、食料・水等の運送等の応急業務について優先的に配車。（〃）
- 救援物資や義援品等の受入れ、避難所等への分配を行う輸送拠点を指定。（P147）
（都立富士高校、都立稔ヶ丘高校、区役所本庁舎）
- 陸上輸送の困難性を想定し、あらかじめヘリコプター臨時離着陸場候補地を選定。（〃）
（上高田野球場、緑野中学校運動場、東京大学附属中等教育学校グラウンド、都立武蔵丘高等学校グラウンド）
- 区立施設等へのヘリサインの設置。（拡充）（P148）

第3部 震災応急対策計画 第6章 物資の確保と供給（P149～155）

基本方針

- 区民、事業者は、災害に備え、平常時から3日程度の飲料水、食料その他災害用物品を蓄えるよう努める。
- 区は、水、食料、生活必需品について、備蓄、及び、都、協定事業者からの調達、流通等により確保する。また、確保にあたっては、高齢者、障害者・児、乳幼児などの災害時要援護者、男女のニーズの違いについて一定の配慮を行い、避難者の安全、安心を確保する。
- 物資の供給は原則として避難所単位で行う。避難所に来ることが難しい被災者への対応、生理用品、女性の下着の女性による配布等について配慮する。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（区民、事業者への普及啓発）（P149）

- 災害用物品について区報、ホームページ等、及び、避難訓練等を通じて普及啓発。
- 防災用品あっせん制度の推進。
- 事業者へは、東京都帰宅困難者対策条例に基づく従業者や利用者保護のための備蓄について普及啓発。（新規）

（給水）

- 飲料水の供給は、避難所等の受水槽及び区内3か所の小規模応急給水槽及び近隣区の給水拠点からの取水を原則とし、避難所で実施。（P151）
- 受水槽の使用が難しい避難所及び帰宅困難者対応として、ペットボトルの飲料水を確保。（拡充）（P152）
- 区立施設や公園に設置する自動販売機について、災害時に利用できるバッテリー搭載の災害救援ベンダーを導入。あわせて、設置事業者との災害時における飲料水の供給にかかる協定の締結を推進。（拡充）（〃）

（食料）

- 発災直後は道路障害物の除去作業が完了していないことや、人命救助が優先されることから、発災後3日間は、原則として地域内備蓄で対応する。
- 都区役割分担に基づき、区は1日分を備蓄。（拡充：2食分⇒1日分（3食分））（P154）
- 災害時要援護者用食料（おかゆ、アルファ化米、シチュー、流動食）は2日分、粉乳は3日分を確保。（〃）
- 炊き出しは、4日目以降に、物資の調達状況や避難所の運営状況に応じて開始。（変更：3食目以降⇒4日目以降）（P155）

（生活必需品）

- 必要な生活用品、衛生関係用品を備蓄、及び、都、区内供給事業者からの調達により確保。（P155）
- 生理用品、女性の下着の女性による配布等について配慮する。（新規）（P151）

（備蓄品の見直し）（P151）

- 備蓄品については、必要な数量、品目、保管方法等について、被害想定や防災用品の多様化、多機能化を反映し、適切に見直しを行う。（新規）

第3部 震災応急対策計画 第7章 医療救護等（P156～171）

基本方針

- 中野区医師会等医療関係団体、日赤奉仕団、災害医療ボランティア等との連携、協力により、医療救護、保健・健康の相談支援、防疫体制を確保する。
- 東京都の災害医療体制の改正点を反映し、連携した医療救護体制を推進。
- 行方不明者の調査、遺体の捜索、火葬等において、区及び防災関係機関は、相互の連絡を緊密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（都災害医療体制の変更点の反映）（新規）

- 外傷・救命救急への対応を主とする初動期と慢性疾患治療や健康管理等を主とする初動期以降の区分について、48時間から72時間へ変更。（P160）
- 限られた医療資源を有効に活用し、重傷者等を円滑に受け入れるため、医療機関を、災害拠点病院（主に重傷者対応）、災害拠点連携病院（主に中等症対応）、災害医療支援病院（院内における医療救護活動）に分類し、役割を明確化。（P158）
- （仮称）中野区災害医療コーディネーターを新設し、区内の医療救護等の統括・調整及び二次医療圏等における医療連携を強化、推進。（P159）
- 初動期以降、医療救護活動拠点を設置。連絡調整会議等の場で、（仮称）中野区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護や在宅療養支援等の状況確認や必要な医療救護活動について検討。（P158）

（医療救護体制の確保）

- 発災時、各避難所等に医療救護所を設置。内15か所（区民活動センター単位に1か所）は拠点医療救護所として位置づけ、中野区医師会の医師等により編成する医療救護班等により主に応急処置が必要な中等症以下の患者に対応。（P158）
- 災害拠点病院等において、医療救護班から派遣される医師により病院前トリアージ及び軽症者に対する応急措置を行い、重傷者等の受入れ機能を確保。
- 区、（仮称）中野区災害医療コーディネーター、医療関係団体等により構成し、災害時における医療救護、防疫、保健・健康支援にかかる体制の確保や活動内容について協議する、（仮称）中野区災害医療連携会議を設置。発災時は医療救護活動拠点における連絡調整会議と連携。（新規）（P159）

（医薬品の備蓄及び調達）

- 発災から72時間を目途として医療救護所及び拠点医療救護所に必要な医療救護物資を備蓄又は中野区薬剤師会の協力による流通備蓄により確保。（拡充）（P162）
- 中野区薬剤師会の協力を得て医薬品ストックセンターを設置。発災から72時間以降や医療救護所及び拠点医療救護所における需要を確認し、卸売販売業者への発注又は都保健福祉局に対する調達要請により必要な薬剤を確保。（拡充）（〃）

（健康調査、相談等）

- 避難所等における保健師、栄養士等の必要な職種による健康調査、健康相談等の実施。PTSDの把握と支援を長期的に行う体制整備。（拡充）（P164）
- 在宅難病患者に対する災害時支援計画の作成を促進するとともに、関係機関等と連携した支援を実施。（新規）（〃）
- 避難所におけるペットとの同行避難を受け入れる体制の整備。（新規）（P166）

（遺体の取り扱い）（P166～171）

- 行方不明者の調査、遺体の捜索、収容、検視・検案、身元確認、遺体の火葬、死亡者等に関する情報提供について、各防災関係機関が連携して実施。

第3部 震災応急対策計画 第8章 施設等の応急対策（P172～185）

基本方針

- ライフライン事業者等は、発災時における応急活動態勢を整備し、応急措置、施設復旧を迅速に行うとともに、社会的影響の大きさに鑑み、区民等への適時、適切な広報に努める。
- 施設管理者は当該施設の被害状況を迅速、的確に把握し、関係機関と連携・協力のもと必要な応急・復旧対策を講じ、安全を確保する。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（ライフライン施設（上下水道、ガス、電気、通信）（P172～P179）

- 発災時における応急活動態勢を整備、防災関係機関等と連携・協力による応急活動実施。
- 関連施設の被害状況を把握し、二次災害の恐れのある場合の応急措置の実施。
- 施設復旧にあたっては、人命の救助、災害時に拠点となる施設、医療機関、避難所等の施設種別等に応じて優先順位を定め、効果的、効率的に実施。
- 社会的影響の大きさに鑑み、区及び報道関係機関と連携し被害、復旧等の適時、適切に広報。

（建造物の応急対策）

- 公共施設等の応急対策
 - ・ 庁舎及び避難所については、発災後ただちに応急危険度を判定し、使用の可否を判断するとともに、必要に応じた応急修理を実施。（P180）
 - ・ 民間団体との協力等により、応急危険度判定を迅速に実施する体制を確保。（拡充）（〃）
 - ・ 点検を待たずに避難所の使用可否を判断する必要がある場合に、施設管理者や地域防災会等が簡易に施設の安全性を確認できる仕組みについて検討。
 - ・ 他の区立施設、医療・保健福祉施設、各官公署、文化財施設等の管理者は、必要に応じて応急危険度判定、応急修理を実施。（〃）
- 被災住宅・宅地の応急危険度判定（P180～182）
 - ・ 発災後の余震等による建物倒壊等の二次災害防止のため、応急危険度判定を実施。

（公共土木施設応急対策）（P182・183）

- 道路管理者は、被害状況を把握するとともに、特に救助活動のための道路、避難路にあたる道路について重点的に復旧作業を行い、交通路を確保。
- 河川管理者は、被害状況を把握するとともに、護岸の決壊で隣接する道路、家屋等に危険の恐れのある場合等について緊急に復旧し、安全を確保。

（危険物保管施設等の応急対策）（P183～185）

- 危険物、火薬類、放射性物質、高圧ガス等危険物保管施設等は、発災時、迅速に消防署、警察署等と連携し、危険回避措置を実施。
- 区は、関係機関との連携のもと、区民への情報提供や必要に応じた避難勧告等の指示を行い、区民の安全確保、混乱防止を図る。

第4部 復旧・復興計画 第1章 生活の安全確保・安定化（P186～203）

基本方針

- ごみ・し尿・がれき処理を速やかに実施し、生活環境の安定化を図る。
- 応急住宅対策により被災者の応急的な居住を確保する。
- 生活再建にかかる様々な制度の利用にあたって必要となるり災証明の発行を速やかに実施。
- 各関係機関により生活復旧にかかる各種制度等を実施するとともに、総合的なわかりやすい周知を図る。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（ごみ・し尿・がれき処理）

- ごみ処理（P186）
 - ・ 災害により排出されるごみについて分別、臨時集積所への排出を徹底。
 - ・ ごみの収集運搬体制を確保。ごみ処理施設への短期大量投入が難しい場合には公有地等を中継所として活用。
- し尿処理（P186・187）
 - ・ プール、防災井戸、雨水貯留槽等で確保した水で、下水道機能の活用を図り、可能な限り水洗トイレを使用。
 - ・ 不足する場合は、仮設トイレ等を利用。滞留したし尿は、区が民間事業者の協力により収集、水処理再生センター等へ搬入。
 - ・ 避難所の仮設トイレの設置にあたっては、設置場所の工夫や明るさの確保等、女性や災害時要援護者へ配慮。
 - ・ し尿処理については、区本部・東京二十三区清掃一部事務組合、清掃事務所の協働で実施。
- がれき処理（P187～191）
 - ・ 区の被害状況からがれきの発生量の推計し、がれき処理の基本方針を明確化
 - ・ 収集されたがれきは、品目ごとにできる限り分別し、再利用を図る。

（応急住宅対策）

- 被災住宅の応急修理（P191）
 - ・ 災害により半焼又は半壊した住家の内、補修により居住が可能となるものについて応急的な修理を行い、被災した住居の居住性を確保。
- 応急仮設住宅の供給（P192～194）
 - 住宅を滅失し、自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に応急的な住宅を供給。
 - ・ 住宅に困窮する被災者に、公営住宅の空き家及び民間賃貸住宅等を供給。
 - ・ 区があらかじめ指定する用地への応急仮設住宅の建設。（17か所）

（り災証明の発行）（P194・195）

- 被災した世帯の生活再建にかかる様々な制度の利用にあたって必要となるり災証明の発行について、被災状況の調査、り災証明の発行等が迅速に実施できるシステムの構築等の体制整備を図る。（拡充）

（生活確保）

- 各関係機関における被災者の生活の確保に係る各種サービスの実施。（P195～197）
- 区は、各種サービス等について、様々な手段を用いた総合的でわかりやすい広報に努める。（拡充）（P197）

第4部 復旧・復興計画 第2章 復興計画（P204～215）

基本方針

- 迅速かつ円滑な都市復興と区民生活の再建を進めるため、震災復興体制を整備する。
- 災害に強い安全なまちづくり、誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を目指して、区民、事業者、区、各種関係団体等の協力や連携のもと復興まちづくりを推進する。

具体的な取り組み（主な強化・推進事項等）

（震災復興マニュアルの改定）（拡充）（P205～214）

迅速かつ円滑な都市復興と区民生活の再建を進めるため、復興対策事業の指針となる都市復興、生活復興の両分野を統合した中野区震災復興マニュアルを整備。

東日本大震災により顕在化した課題を踏まえ、震災復興マニュアルを改定。
マニュアルには主に以下の事項を規定。

- 復興体制の構築（中野区震災復興本部の設置）
震災後の復興活動は、様々な分野にわたり、多くの関係機関との長期にわたる取り組みが必要となる。
効率的かつ計画的な復興活動を組織的に行うため、区長は、発災後、中野区震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針を策定。
- 都市復興
家屋被害調査等都市復興初動体制、都市復興基本方針の策定、地域と連携した復興まちづくり、応急住宅の整備、自力再建、公的住宅支援
- 生活復興
医療・保健・福祉の取組み、生活環境整備、生活支援、学校教育等の再開、地域活動の推進、産業復興方針の策定、中小企業施策、雇用・就業施策等